



令和5年度第2回理事会  
議事録



令和5年12月19日(火)



公益財団法人武蔵野市福祉公社

## 令和5年度 第2回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和5年12月19日(火) 午後3時00分から午後5時00分まで
2. 会場 本部1階会議室  
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用
3. 理事の現在数 6名 (定足数 4名)
4. 出席者 

会議室	理事長(議長)	森安 東光	常務理事	伊藤 朝子
	理事	大野 壽三枝	理事	黒竹 光弘
	理事	渡邊 昭浩		
Web	理事	千種 豊		
	監事	大久保 実	監事	安田 大
5. 欠席者 なし
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

日程第1	議案第10号	公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について
日程第2	議案第11号	公益財団法人武蔵野市福祉公社特定個人情報の取り扱いに関する規程の一部を改正する規程について
日程第3	議案第12号	公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について
日程第4	議案第13号	公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について
日程第5	議案第14号	公益財団法人武蔵野市福祉公社寄附金等取扱規程の一部を改正する規程について
日程第6	議案第15号	令和5年度補正予算(第1回)について
日程第7	議案第16号	令和5年度第2回評議員会の開催について
日程第8	報告事項1	権利擁護事業新事業案の検討について
日程第9	報告事項2	新社屋建設進捗状況について
日程第10	報告事項3	理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 理事長 森安 東光

監 事 安田 大 大久保 実

#### 10. 議事の経過及び結果

千種豊理事、安田大監事及び大久保実監事は本議場にいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

森安理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第10号 公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について

日程第2 議案第11号 公益財団法人武蔵野市福祉公社特定個人情報の取り扱いに関する規程の一部を改正する規程について

日程第5 議案第14号 公益財団法人武蔵野市福祉公社寄附金等取扱規程の一部を改正する規程について

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長は、次のとおり提案理由を述べた。

「日程第1 議案第10号 公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について」は、個人情報の保護に関する法律改正に伴い、市から武蔵野市財援団体個人情報取扱規程（案）が示されたことから、個人情報保護規程（平成14年3月27日規程第1号）を廃止し、個人情報取扱規程を制定することについて、承認を求めるものである。「日程第2 議案第11号 公益財団法人武蔵野市福祉公社特定個人情報の取り扱いに関する規程の一部を改正する規程について」及び「日程第5 議案第14号 公益財団法人武蔵野市福祉公社寄附金等取扱規程の一部を改正する規程について」は、個人情報取扱規程制定に伴う所要の改正である。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

「日程第1 議案第10号 公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について」、第1章は、目的、定義等の総則について規定している。公社に保護管理者を置き、個人データが適正に取り扱われるよう、監督を行うこととしている。第2章では、個人情報の取り扱いとして、利用目的の特定、不適正な利用の禁止、適正な取得、データ内容の正確性の確保等を規定している。個人情報を取り扱うには、利用目的を特定しなければならず、違法または不当な行為を助長、誘発するおそれがある方法により、利用してはならない、不正な手段で個人情報を取得してはならない、個人データは正確かつ最新にしておくこと、必要がなくなったら消去することと規定している。第3章では、安全管理措置として、組織的安全措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を規定している。第1節組織的安全管理措置では、取り扱い状況の記録、確認、漏洩等事案に対する措置について規定し、規定に沿った運用となっているか確認のための記録の整備、漏洩等の事故があった際の措置について定めている。第2節人的安全管理措置では、教育・研修、従業者等の監督について規定し、定期的な研修の実施や個人データ取扱者に対する監督をし、安全管理を図るよう定めている。第3節物理的安全管理措置では、個人データを取り扱う区域の管理、機器および電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データが記録された機器、電子媒体等の廃棄について規定している。個人データを取り扱う情報システムを管理する区域を明確にし、権限や入退室の記録などの管理を行うこと、施錠できるキャビネットやワイヤーで固定するなどの措置を行うこと、個人データを持ち運ぶ際は、暗号化、パスワード保護、施錠できる容器の使用などを定めている。第4節技術的安全管理措置では、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止を規定し、個人データを取り扱うデータベース、情報システムを限定する、取り扱う職員の認証を厳格にする、ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入、データの暗号化などを定めている。第4章では、個人データの委託の取扱いとして、委託先における安全管理措置と委託先の監督について規定している。個人データに係る業務を委託する場合には、規定に定める安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、委託先を監督することを定めている。第5章では、個人データの第三者提供の制限について、第三者提供の制限と、提供に係る記録の作成等を規定している。本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないこと、法令に基づくなどで提供した場合は、必要な事項を記録することなどを定めている。第6章では、保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理について、個人情報保護相談窓口の設置等、保有個人データに関する事項の公表、開示、訂正、利用停止等、開示等の請求等に応じる手続、

手数料、苦情の処理等を規定している。保有個人データの開示、訂正、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口を総務に置き、公社における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとしている。本人より開示、訂正、利用停止等の請求があった場合の手続きと対応について定めるほか、苦情の受付窓口を置くこと、苦情があった場合は適切かつ迅速な解決に努めることを定めている。付則第2項にあるとおり、この規程を制定するにあたり、公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程を廃止する。

「日程第2 議案第11号 公益財団法人武蔵野市福祉公社特定個人情報の取り扱いに関する規程の一部を改正する規程について」は、第1条目的において、個人情報保護規程の文言を個人情報取扱規程に改正するものである。第6条、操作状況の記録において、個人情報保護規程に規定する電子計算組織との文言があるが、今回制定する個人情報取扱規程には、同様の文言が規定されていないため、個人情報取扱規程にて使用している「情報システム」に改正した。第24条個人情報保護規程の適用については、個人情報取扱規程に「審査申出」の条項がなく、個人情報の保護に関する法律及び、個人情報保護法ガイドラインにおいても記述がないことから、削除するものである。

「日程第5 議案第14号 公益財団法人武蔵野市福祉公社寄附金等取扱規程の一部を改正する規程について」は、第8条、個人情報保護において、「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程」の文言を記載していることから、「公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程（令和6年1月1日規程第1号。）」に改正するものである。

以上で説明は終わったが、議案第10号に関連して、安田監事から、次のとおり修正の提案があった。

第8条第2項第7号について、前段で「場合」を使用しているため「受ける場合」は、「受けるとき」とすべきではないか。

第20条の「管理区域又は取扱区域～移動させること若しくは当該区域」の「又は」「若しくは」の使い方について、大きな括弧に「又は」、小さな括弧に「若しくは」とするものではないか。従って、「管理区域若しくは取扱区域～移動させること又は当該区域」とすべきではないか。

第21条第4号の「第1号から第3号までの」は、「前各号の」の表記に、第24条の「個人情報を取扱う」の「取扱う」は、「取り扱う」に、第29条と第32条第1項の「言う」は、「いう」、第29条の「但し」は「ただし」にした方が良い。

また、第 30 条第 1 項第 1 号の「第 28 条」と条が重なっている。

第 39 条については、第 1 項に、「公社が第 33 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 34 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による開示の請求を受けたときに、当該措置の実施に関する手数料は次の通りとする。」第 2 項に「第 1 項の措置の実施に関し、写しの交付（電磁的記録について公社が定める開示方法を含む。）により開示を受ける者が負担する手数料は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とあるが、項を区分する必要はなく、「公社が第 33 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 34 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による開示の請求を受けたときに、当該措置の実施に関し、写しの交付（電磁的記録について公社が定める開示方法を含む。）により開示を受ける者が負担する手数料は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とすれば良いと思料する。これに応じて第 33 条第 3 号「（第 39 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）」も「（第 39 条に定めた手数料の額を含む。）」に修正する必要がある。

森安理事長は、安田監事からの指摘事項を修正したうえで、議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 14 号の審議を続けるよう述べ、関連して次の質疑応答があった。

**大野理事** 個人情報漏洩は、委託先で起こることが多い。福祉公社では個人データを委託することがあるのか、またそれはどういった事業者か。

**新谷総務課長** 主なものとして、地域健康クラブという体操の事業と、みずきっこという子育てひろばを事業者委託しており、事業者側で個人情報を取得している。福祉公社と同様の取り扱いがなされるよう、立ち入って監査指導を実施している。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第 10 号は一部修正の上、議案第 11 号及び議案第 14 号は原案のとおり、1 件ずつ採決の結果、全会一致で承認された。

### 日程第 3 議案第 12 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について

伊藤事務局長から、短時間勤務制度導入のほか、所要の改正を求めるものである、と提案理由が述べられた。

新谷総務課長から、詳細について、次のとおり説明がなされた。

第 17 条は、勤務時間及び休憩時間について規定している。第 2 項を追加し、職員が希望し、

理事長が認めた場合、勤務時間を短縮することができる、と定め、第3項を追加し、勤務時間短縮の対象者、手続き等必要な事項については、理事長が別に定めるとし、別添の短時間勤務制度の要綱を制定した。そのほかは、所要の改正である。

勤務時間制度の詳細については、次のとおりとする。

対象者は、専門職・一般職・再雇用職で、育児部分休業、介護部分休業している者と総合職は対象外とする。時間短縮は、1日のうち、30分から2時間の勤務時間の短縮、日数短縮は、1週間の勤務日を3～4日とするものである。時間短縮は、出勤時刻もしくは退勤時刻のどちらかとする、1時間単位で給料減額（翌月反映）とする、勤務時間の変更不可とする。日数短縮は、月曜日から金曜日のうち、1日か2日、勤務を要しない日を定める、1時間単位で給料減額（翌月反映）とする、祝日に当たる場合は、休日（振替休日はなし）とする、勤務日数により、年次有給休暇と夏季特別休暇に変更ありとする。いずれも期末手当は減額なし、評価に影響なし、退職金にも影響なしとした。制度利用の申出は1回のみ（変更と終了はそれぞれ1回だけ）とし、来年度は、2月末までに希望を提出、面談の上、時短内容を決定、4月から適用したいと考えている。

以上で説明が終わり、次の質疑応答があった。

**渡邊理事** 勤務時間短縮に関する要綱に関して、第3条には、30分を単位として勤務しないこと、とあり、第4条では1時間当たりの給与を減額するとある。1時間単位に切り上げるということか。また、賞与、退職金は減額しないとあるが、再雇用職に退職金を支給しているのか。

**新谷総務課長** この制度は、育児介護部分休業の制度を準用して作成しており、30分単位とした。給与規程第8条の規定により、1時間単位に切り上げて減額する。また、今回の時短制度では基本給は減額しないため、賞与や退職金には影響しないということである。退職金は再雇用職にも支給している。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第12号は、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

**日程第4 議案第13号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について**

伊藤事務局長から、東京都人事委員会勧告に基づき武蔵野市より示された参考給料表の改正を行うことについて、承認を求めるものである、と提案理由が述べられた。

新谷総務課長から、別表の給料表の改正であり、若年層を中心に、500円から7,900円、平均5,000円の増額となる、と説明がなされた。

以上で説明が終わり、次の質疑応答があった。

**渡邊理事** 提案理由について、武蔵野市から参考表が示されたからというのは、独自の団体としていかなものか。福祉公社として新給与表を採用する理由を明確にした方が良いのでは。  
**森安理事** 次回から検討させていただく。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第13号は、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

森安理事は、日程第5議案第14号について、「日程第1 議案第10号 公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報取扱規程の制定について」の際に一括承認されたので省略する、と述べた。

#### 日程第6 議案第15号 令和5年度補正予算（第1回）について

伊藤事務局長は、公益財団法人武蔵野市福祉公社人材育成基金規程を制定したことから、同基金の予算を計上することについて承認を求めるものである、と提案理由を述べた。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

7月に人材育成基金規程を制定した後、用途を定めない寄付が800万円ほどあったことから、予算の補正を計上するものである。収入として、寄付金収入を800万円増額の補正を計上した。投資活動収入に、老後福祉基金と人材育成基金に400万円ずつ積立の増額の補正を計上した。人材育成基金の取り崩しは計上せず、令和6年度から活用していきたいと考えている。

説明が終わり、次の質疑応答があった。

**黒竹理事** 今回の寄付はお一人の方からか。

**新谷総務課長** 権利擁護事業のご利用者お一人の方の遺贈によるものである。



その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第 15 号は、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

#### 日程第 7 議案第 16 号 令和 5 年度第 2 回評議員会の開催について

伊藤事務局長から、提案理由について、定款第 17 条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第 18 条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、議事日程案のとおり開催することについて、承認を求めるものである、と説明された。

議案第 16 号に関連して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

#### 日程第 8 報告事項 1 権利擁護事業新事業案の検討について

伊藤事務局長は、つながりサポート事業を見直し、新事業を検討したことから、報告すると述べた。

高橋権利擁護センター長から詳細について次のとおり説明がなされた。

昭和 56 年 4 月から、全国で初めて「有償在宅福祉サービス」を開始し、緊急対応を含んだ基本サービスと家事援助等の個別サービスを提供し、独居の高齢者を含むご利用者の安心を包括的に支援してきた。その後は平成 27 年から、「有償在宅福祉サービス」の料金体制やサービス内容を見直した「つながりサポート事業」を実施してきたが、開始 8 年が経過し、社会情勢の変化とともに、本事業の課題が表面化してきた。そのため、市民の皆様により良いサービスを将来に渡って安定的に提供できるよう、本事業を見直し、新事業の検討をしたことから、その内容について次のとおり報告する。

つながりサポート事業は、令和 5 年 11 月末までで、のべ 152 世帯、177 名の方の支援を実施し、現在は 74 世帯 84 名（令和 3 年 93 名）が契約している。入院時の保証金や入院費の支払いを行うための入院入所支援サービス預託金を利用している方は 64 名（令和 3 年 56 名）、没後の葬儀や家財の整理を行う没後支援サービス預託金を利用している方は 33 名（令和 3 年 27 名）となり、利用料収入は 6,223,000（令和 3 年 7,262,250 円）で、サービス開始以降 700 万円代で推移している。

令和3年度の収支状況では、収入に対し、人件費は相談員 2.2 人、事務員 0.1 人、管理職 0.15 人で 13,886,169 円となっており、現在の利用料収入だけでは採算が取れない状況となっている。

令和4年の高齢社会白書によれば、令和3年の65歳以上人口は、3,621万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.9%となっている。また、65歳以上の独居高齢者は増加傾向にあり、1980年には高齢者人口の15.5%だったが、2020年には37.1%と40年で2.4倍となり、今後も頼れる親族等がない高齢者が確実に増加することが予測される。頼れる親族等がない高齢者が増加する中で、入退院時の支援や死後事務を行う身元保証等について、今後それらのニーズに応えられるサービスの必要性が高まっている。実際に、入院時の債務保証、本人死亡後の諸手続きなど身元保証人に求められる様々な役割を代行するサービス（身元保証人代行サービス）が、自治体や民間事業者によって提供されるようになっている。しかし、民間サービスは、法規制がないことから、提供事業者によってサービス内容、範囲、質が外部からわからないなどの課題がある。

つぎに、つながりサポート事業自体の課題については、まず利用要件があげられる。現在の利用要件は、「市内在住の概ね65歳以上」「身近に支援可能な親族が不在」「福祉公社と本人との契約が可能」「利用料の支払いや預託金を預けても経済的に日常生活に支障を来さない方」となっているが、親族不在の範囲が不明確であること及び資産要件に明確な指標がないことで、市民や関係者から利用の可否が分かりにくくなっている。そのため、それらについてより明確な基準を設ける必要がある。また、契約能力についての客観的根拠がないことや第三者の目が入らないことから、契約内容を公正証書などにすることで、契約時の契約能力の有無と契約が利用者の意思であることを客観的に証明する必要がある。

次に、利用目的について、つながりサポート事業利用者を対象に行ったアンケートで、利用目的の第1位が没後支援、第2位は入退院支援という結果が出ている。しかし、預託金を預かっていない、または、没後契約未締結の場合、現実的には支援が不可能となる。利用目的を果たせるためには、預託金の預かりによる入退院支援や没後契約を必須とするなど、支援内容を見直す必要がある。

次に、判断能力が低下した際の方針について、病気の悪化等で判断能力が不十分になった際の本人希望や支援方針について、現在の契約内容に示されていないことから、本人意思に基づいた支援が継続できなくなる恐れがある。そのため、契約書に判断能力が低下した際の本人希望について、盛り込む必要がある。

最後に利用料金について、現在のつながりサポート事業の基本サービスの利用料は月 5,000 円で、有償在宅福祉サービス利用料 10,000 円よりも低額となっているが、緊急対応などのオプションサービスを利用する毎に利用料が発生することから、利用者にとって必ずしも利用しやすいサービスとは言い難い状況である。事業に必要な人材を確保し、将来にわたって質の良いサービスを提供できる持続可能な事業とするためには、収支のバランスがとれた料金設定にする必要がある。今までの実績から業務量を算出し必要な人員体制を試算した結果、利用者一人当たり月 20,000 円程度の利用料が必要となる。

具体的な事業内容について、まず名称は「入退院・没後サポート事業（仮）」のように、支援内容が明確な名称を検討している。対象者要件については、①武蔵野市在住の 75 歳以上の方（住民票、居住実態共に武蔵野市の方（※75 歳以上としたのはつながりサポート利用者の実態等による））とする。

②世帯状況は、つぎの i ii iii いずれかを満たす方とする。

i 独居の方、ii 世帯すべてが 75 歳以上で相互に入退院等の支援が困難な方、iii 同居家族が障害、認知症等で判断能力が低下している 75 歳以上の方

③身近に入退院時、没後に支援ができる親族がいない方とは、つぎの i ii どちらも満たす方とする。

i 直系親族がいない、もしくはいても支援が（高齢、疾病等の理由で）不可能と認められる方

ii 東京都内に 3 親等以内の親族がいない、もしくはいても支援が（高齢、疾病等の理由で）不可能と認められる方

④事業内容を理解でき、福祉公社との契約内容を公正証書にすることができる方

⑤預託金を預けることが可能で、利用料を支払っても生活に支障がない経済状況の方

利用要件の詳細は別途規定作成を検討している。

続いて、主な支援内容について、基本事項として、入退院支援預託金の利用を必須とし、契約内容を公正証書にする。死後事務委任契約のみの単独契約は不可とし、死後事務を実施する親族等がいない場合は、本契約を必須とする。3 か月に 1 度の定期訪問に加え、年間定期訪問以外の年間 24 回（24 時間）までの次に説明する①②③⑤の支援（訪問、面談、各種支援等）は利用料に含むものとする。

①入退院支援として、預託金をお預かりした上で、預託金による保証金、入院費用の支払い、入退院手続き、必要用品のお届け、医療に関する希望事項・治療に関する意思表示書の提示を行う。

②医療・福祉サービスとして、医療説明時の同席、介護保険サービスの契約や施設入所時の契約立会、成年後見申立て支援（医師の診断書手配等）、入所希望施設の見学などの付き添いを行う。

③生活支援として、本人同行による銀行での手続き、訪問による書類等の確認、委任状による市役所等の手続を行う。

⑤没後に関する支援として、死後事務委任契約に関する支援、例えば、業者の見積立ち合い、菩提寺の確認等を行う。

そして、死後事務委任契約については基本契約同様、契約内容を公正証書にし、預託金の範囲内での火葬や納骨、家財の整理、医療費や施設利用料の支払い、行政機関への手続き等を行う。

続いて、利用料金及び預託金額について、基本契約である入退院支援については登録料28,000円（税別）で公正証書作成費が別途必要となる。月額利用料金は20,000円（税別）。年間規定時間（24時間）以外のオプションサービス利用は有料とし、1時間3500円（税別）としたい。入退院支援用の預託金額としては60万円～100万円を想定している。

死後事務委任契約については、基本契約とは別に契約締結を必要とする。死後事務委任契約の月額の利用料は発生せず、契約及び公正証書作成の為に訪問等支援については、基本契約の年間規定時間（24時間）の支援対象とする。没後の預託金額については葬儀や納骨の希望によって異なりますが、概ね100万円程度を想定している。事務経費としては、15万円とし、逝去後に預託金から清算とする。

これからの時代、福祉公社だけで入退院時や没後の支援を必要とする全ての市民を支えていくことには限界があるが、市のリーダーシップの下、関係機関や地域住民、各種団体等多くの方々との連携をすることで、これからも市民の皆様にご安心をお届けできるよう、また、信頼を得られるよう尽力してまいりたい。

以上で報告は終わり、次の質疑応答があった。

**黒竹理事** 既に成年後見人が就任されている方でも今回の新事業は対象となるのか。

**高橋権利擁護センター長** 新事業の支援内容と後見人の業務範囲が重なる部分が多いことから、後見制度を利用されている方は対象外とする予定である。ただし、新事業の利用者が成年後見制度を利用することとなり、福祉公社以外の後見人が就任する場合などでは、利用者と後見人が安心して連携できるまでは見守る必要があると考えている。

**黒竹理事** 成年後見制度を利用していた方が亡くなった場合、没後支援はできないと聞く。

**大野理事** 基本的にはなくなった段階で成年後見人ではなくなるが、亡くなった後の事務処理、親族がいない場合の火葬などは、後見人が家裁の特別な許可を得て実施することができる。

**黒竹理事** 利用者が亡くなった後、親族などが対応できない場合に、没後処理をだれがどうするのか、後見人はどこまでやっていただけるのか、この新事業との線引きが明確にできたら良いと思っている。

**大野理事** 成年後見人は親族がいない場合は、最終的に火葬してしかるべき場所に納骨し、財産も精算しないと終了できないことになっているので問題はない。説明されたとおり、成年後見人の業務と重なるところがあるので、被後見人は新事業を利用する必要はないと考える。

**高橋権利擁護センター長** 過去に死後事務委任契約を締結したあと成年後見制度を利用された方が1名いるが、その方の場合は、家裁に事前にその契約内容、預託金の額等を報告し、亡くなった際には、お預かりした預託金から、契約にのっとり葬儀・納骨・家財の整理等を行った。今後もそのような支援の形が増えることもあり得ると考える。

**大野理事** 今回の新事業は利用料金、預託金、対象者、サービス内容を限定している。現在のつながりサポート事業の利用者は移行できるのか。

**堀田権利擁護課長** つながりサポート事業の利用者全員を新事業に移行することは現時点では考えていない。大野理事のおっしゃるように利用料金、預託金の額などで利用できない方もいることからつながりサポート事業は継続させるが、一定期間において新規の契約は中止しようと考えている。

**大野理事** その期間はどれくらいを検討しているのか。

**森安理事長** つながりサポート事業が必要な利用者がいる限りは残しておかなければならないが、新規の契約はできるだけ早く新しい事業で実施したいと考えている。

**渡邊理事** つながりサポート事業は収支相償がきびしいとの課題あったが、必要な方がいる限り、残すとのこと。新事業はどの程度の利用者数と収支を見込んでいるのか。つながりサポート事業もやって、新事業もやって、ほかの事業もやって、福祉公社のマンパワーは持つのか。

**堀田権利擁護課長** 来年度はモデル事業として数件の契約を締結し事業を再検討したいと考えている。この事業はそれほど利用者が多くなるとは考えていない。成年後見人等受任事業、地域福祉権利擁護事業等、権利擁護センター全体で収支相償を考えていきたい。

**森安理事長** 厚生労働省から視察があり、身元保証サービスが乱立し、監督官庁がなく質が問題となっているとのこと。また、身元保証サービスが必要でも資産僅少で利用できない方が

増えていくという認識であった。国でも何らかの形で対応を検討していくとの話があった。そういった国の動向も踏まえつつモデル事業として実施しながら、本事業として実施できるようしっかりと検討をしていきたい。

## 日程第9 報告事項2 新社屋建設進捗状況について

伊藤事務局長から次のとおり報告された。

まず、新社屋建設工事・設計監理業務委託について、複数者によるプロポーザルを実施し、令和5年7月6日に株式会社国設計と契約締結をした。株式会社国設計は武蔵野市内でも武蔵境の公衆トイレや境こども園等、公共工事等の実績がある。契約内容は、基本設計・実施設計および工事監理を一括委託とし、費用は4,980万円、市民社協と半額ずつの負担としている。

次に、新社屋のデザインイメージについて、新谷総務課長から、つぎのとおり説明がなされた。

1階部分は主に「市民社協」が活用するスペースとなる。2階部分には現在、サテライトオフィスで業務執行している「生活自立支援センター」を配置する。また、市民社協と共用する相談室や会議室を備える。3階部分は「福祉公社本部事務所」とする。そして地下1階は主に職員用スペースとする予定となっている。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

既に報告したとおり、高さ制限、面積制限等により、地下1階地上3階となったことから、4フロアのレイアウト案について説明があった。縦横20mの真四角に近い建物となる。

1階については、社協の執務スペース、ボランティアセンター、市民交流の共有スペース、駐車場は車椅子専用2台として東側に設置予定としている。

2階は、生活自立支援センターに、相談室、研修室、間仕切りを開放すると大きなホールになる会議室を4つ、武蔵野の福祉を紹介する情報コーナー、ボランティア団体のメールボックス、ロッカー、印刷室などを設置予定している。

3階は、福祉公社の執務室で、現在レイアウトを検討中である。機器室は個人情報取扱規程でも規定しているが、個人情報を取扱う機器を厳重に格納していきたいと考えている。また、金庫室についても、現在4台の金庫で管理しているが、個々の金庫ではなく入退室の管理をすることで金庫や通帳、重要な書類の取り扱いを管理していきたいと考えている。そのほかの執務スペースについては、現在の職員がどうすれば働きやすくなるのか、職員に3日間の働き方調査を実施した。フリーアドレスとは違う ABW（アクティビティーベースドワーキング）とい

う、業務に合った最適な場所で働くという考え方で、1人で集中して働くのか、複数で作業をするのか、打ち合わせをするのか、等どのように職員が働いているのかをまず見える化を行った。結果を簡単に説明すると、本部事務所勤務の職員は55名ほどいるが、3日間とも1割は休暇をとっており、出勤は50名ほどだった。そのうち、1日の中で一番多い時間帯でも30名ほどしか事務所にいないことが分かった。55名分の執務スペースを確保しているが、最大で30名分しか使用していないということである。また、仕事内容については、1人の作業がほぼ20人であることがわかる。一人で集中して業務ができるブースがいくつかあると業務効率が上がるのでは、と推測ができる。2人以上での作業打ち合わせは、10人くらい。現在、相談室は2つしかないのももう少しあった方が働きやすいと考えられる。など、新社屋のレイアウトを考える上で参考にしていきたい。

地下については、職員の自転車置き場、更衣室、シャワー室、倉庫など、職員用のスペースとして考えている。

続いて、伊藤事務局長から財政計画・資金計画について、説明がなされた。新社屋建設費用総額は961,700,000～1,011,500,000円としているが、この数字は、あくまでも新社屋建設検討に入った当初のものである。昨今の建設資材の高騰や人件費の高騰等の影響を勘案していない。現段階で、必要費用総額を計算することはできないが、この数字以上のものになるであろうと予想している。建設費用総額の変動が見込まれるため、武蔵野市からの支援も非常に重要なものとなる。ちなみに福祉公社においては、「建て替え期間中の仮事務所での職務遂行であっても、市からの委託事業等を滞りなく進めていく」ということを前提に「引越に要する費用」と「仮事務所に関わる費用」についての支援をお願いしている。

最後に、今後のスケジュールについて、来年1月に「新社屋基本設計」が仕上がる見通しとなっている。それを受け「新社屋建設検討委員会」を開催し、情報の共有を図り、引き続き「実施設計」に入っていくことになる。現在のところの進捗は順調であり、令和8年度当初よりの新社屋供用開始に変更はない。

今までの進捗の中で、仮事務所については当初、市からお借りする土地に仮設建物を建設する予定だったが、費用が掛かりすぎることから賃貸も併せて検討していくことになっている。短期間利用の仮事務所に多くの費用を費やすことはやめ、賃貸借物件を探すという方向に変更していく見通しである。物件については現在のところ、まだ決まっていない。

大まかには、令和5年度から6年度にかけて基本設計、実施設計を作成し、6年度半ばより、仮事務所にて通常業務を継続していく。

令和7年度いっぱいには工事期間で、令和8年度から新社屋の供用を開始してまいりたい。新社屋の建設に関しては、今後の進捗管理等についても、適宜理事会で報告するものとし、市民社協とともに、着実に新社屋建設を進めてまいる所存である。

以上で報告は終わり、次の質疑応答があった。

**渡邊理事** 福祉公社の資金計画として5.4億万円ほど見込んでいるが、今年度だけでも1.4億円の赤字予算になっている。建て替えにそれだけ拠出してしまつては運転資金が足りなく恐れがある。それを含めて市と相談していただきたい。

**森安理事長** 当初、建て替えにこれだけ拠出して経営には問題ないであろうと考えていたが、コロナ禍の事業収入の大幅な減少が思うように戻らず、想定できなかった部分がある。おっしゃるとおり市と協議するとともに、収支改善に取り組んでいきたいと考えている。

#### **日程第10 報告事項3 理事長及び常務理事の職務執行状況について**

まず、森安理事長から令和5年6月13日の理事会にて報告して以降の職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

6月14日、商工会議所サービス業部会の総会に参加した。生活自立支援センターで支援している方がなかなか自立できない中、就労先の開拓のために市内事業者との関係を構築しようと、課長・センター長と一緒に挨拶をしてきた。

同日、委員長として喀痰吸引等研修実施委員会を開催し、今年度の実施計画等を協議。研修は8月29～30日で開催し、3名が基本研修を修了した。

6月5日から開始した第四期中長期事業計画の部署ごとの説明会が、6月19日ですべて終了した。年度当初の理事長講話で中長期事業計画の理念や歴史、概要を説明したが、個別計画について各センター長が詳細に説明した。職員も具体的に理解でき、理念や目標が共有できたものと思っている。

7月28日、新社屋の建設に先立ち、敷地測量や地盤のボーリング調査が行われるため、敷地を接するご近所に市民社協秋山常務とあいさつに伺い、ご理解をいただいた。

8月28日、5月末に開講した介護職員初任者研修の修了式。8名に修了証書を交付した。

8月29日、高齢者総合センター夏まつり開催。コロナ禍を経て4年ぶりの開催となったが、ご利用者家族、近隣の市民など、140名以上の参加で盛り上がった。参加者からも喜びの声が聞かれ、リアルに集うイベントの大事さを改めて実感した。



8月30日、武蔵野大学フィールドスタディーズの実習生2名による実習発表。8月14日に「まちぐるみの支え会いと福祉公社の役割」について講義したが、とてもまじめに実習に取り組み、優秀な発表だった。学生の福祉への関心を喚起するうえでも、この実習は今後も引き受けていきたい。

9月は敬老月間ということもあり、北町高齢者センターや高齢者総合センターデイサービスの敬老会に参加した。ご利用者の皆さんの楽しげな姿と、職員の奮闘を間近に見ることができた。

10月19日には来年度新卒採用者の内定式を実施した。2名を採用予定。すでに高齢者総合センター等でアルバイトをする等、慣らし運転中である。期待している。

10月24日、公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ理事長が、研修講師依頼に来社。11月16日に「まちぐるみの支え会いと福祉公社の役割 ～武蔵野市の成年後見制度利用促進の取り組み～」と題して講義を行った。

10月26日には財援団体経営懇談会に出席し、市長・副市長に新社屋の進捗状況、経営改善の取り組み状況、社協との統合について思うところを伝えてきた。

10月28日は高齢者総合センターの秋祭りに顔を出した。グリーンパーク商店街の「軒下フェスタ」と同時開催で、好天に恵まれ多くの来場者があった。地域の社会資源としての高齢者総合センターの存在を十分PRできた。

11月27～28日の採用面接は誤記で、この行を削除する。

11月29日、厚生労働省成年後見制度利用促進室の室長ら3名が視察来社。つながりサポート事業について説明し、意見交換を行った。

11月30日、松下市長の退任セレモニーに参加した。

12月2日、ケアリンピック武蔵野参加。ホームヘルプセンター武蔵野の職員2名が15年以上の永年従事者として表彰された。権利擁護センターが演題発表を行った。

12月8日、社福武蔵野の実践発表会参加。地域で福祉実践を続ける仲間として、互いに切磋琢磨してまいりたい。

12月11日は健康福祉総合計画等の市民意見交換会が開催された。高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、在支・包括支援センターの体制拡充、医療ニーズに対応するヘルパーへのインセンティブの新設を申し入れた。

従来からも行っていたが、北町高齢者センターと三鷹サテライトオフィスでの勤務を今年度から常務理事とともに定例化した。本部以外でも、ご利用者や職員に身近に接するよう心掛け

ているところである。

続いて伊藤常務理事から、業務執行理事たる常務理事としての職務の執行状況のうち、令和5年6月13日以降の主なもので、理事長と重複しないものについて報告がなされた。

6月14日から本日までの間、武蔵野市の部課長会や主管者会議報告会、市議会厚生委員会、市議会決算特別委員会の民生費部分、管理職マネジメント力向上研修などに出席した。

6月15日、7月13日、8月24日、10月23日には「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会」に事務局側として出席した。12月の意見交換会、パブコメを経て2月に市長への答申、3月には計画を公表という予定で進められている。

福祉公社内部の委員会としては、月に一度情報セキュリティ委員会を定例開催し、11月には情報セキュリティ研修も実施し、職員の意識啓発と知識の集積に努めた。また、職員の意識啓発として、9月には交通安全研修、11月には市民社協と合同で自衛消防訓練を実施した。

6月、10月には「地域包括ケア推進協議会」、7月、8月、10月には「第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会」及び、8月には「在宅医療・介護推進協議会」に出席した。

9月に高齢者総合センター大規模改修工事住民説明会に出席した。

7月には市の財援団体経営状況ヒアリングを受け、10月には財援団体情報交換会および財援団体経営懇談会実務担当者会議にも出席し、各団体における労働環境や制度等についての情報の共有・交換をした。

喀痰吸引等研修や排泄ケア実践研修、認定ヘルパーフォローアップ研修等を通じ、武蔵野市の福祉・介護人材の育成に努めた。

最後に、この間の新社屋建設検討については、先ほど報告したとおり、まもなく基本設計が完成する。進捗内容については、市にも報告をするとともに7月、9月、10月と副市長協議の機会を得た。今後とも協力をいただきつつ、着実に前進してまいりたいと考えている。

これからも、利用者である市民が安心して暮らせるよう、支援に努め、業務改善や新たな事業、新社屋建設に向けて鋭意取り組んでいく。

報告は以上で、報告事項3に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、報告事項は終了した。

本日の理事会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、森安理事長は令和5年度第2回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。



令和 6 年 2 月 20 日

議長（理事長） 森 安 東 光



議事録署名人（監事） 安 田 大



議事録署名人（監事） 大久保 実

